

市土地開発公社調査特別委員会 協議会 会議録

平成22年6月10日

第 3 委员会 接待室

出席委員：野田勝康委員長 大西敏博副委員長

審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員

荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員

事務局：辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開 會 午後3時30分

野田勝康委員長

全議員協議会に引き続いて、福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員協議会
ということで、只今から開催する。

初めに傍聴希望者があるのでお諮りする。傍聴してもらうことにご異議はないか。

(全委員異議なし)

それでは、傍聴を許可する。

(旁聽者 入室)

初めての顔合わせになるので、私の方からご挨拶をさせてもらう。

先ほど全議員協議会が開催されたが、誠に遺憾なことだと思っている。公拡法に照らし合わせても、また土地開発公社の定款に照らし合わせても現在の会計処理は理解しにくいというふうに認識している。今後、この協議会、委員会を含めて皆さんでしっかりと調査研究をして、しっかりした提案を取りまとめた。

次に、大西副委員長。

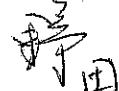
大西敏博副委員長

過去2回の全議員協議会で、資料をもらえばもらうほど問題点が蓄積してきたと認識している。今後の運営については委員長をしっかりと支え適切な提言ができるように補佐していきたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

野田勝康委員長

本日は初顔合わせなので、これから申し述べる点について各委員のお考えをお聞きして、本日

市土地開発公社調査特別委員会 協議会 会議録

開 会 日		平成22年6月10日(木)							
開会時刻		午後3時30分							
閉会時刻		午後4時24分							
会議場所		第3 ^{本会議} 議室							
協議事項									
○ 今後の特別委員会のすすめ方について									
○ 特別委員会設置の趣旨を具現化したものの提出について									
○ 監査法人の講師・アドバイザー依頼について									
○ 次回の特別委員会開催日程について									
○ その他									
出席者	委 員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員							
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任							
	説明員								
	その他								
閲覧	議 長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録調整者
									

を開催したいと考えている。そこで、今後16日までに課題抽出をして、事務局に提出をしてもらうが、24日の本会議が最終なので、もし予算関係等があれば議案として上程しなければならない事態が起こる。今の予定では6月21日には正式の委員会を開催して、決めなければならない。そこで16日までに課題抽出して、取りまとめたものをもう一度整理し直す作業に日にちが必要となるので、次回の協議会の開催を6月18日の常任委員会終了後、午後1時30分からにしたい。ここが一番重要なところだと思っている。21日は委員会として、その確認とか決定をさせてもらう。そして、必要なら本会議に議案として上程させてもらう。6月中にこのようなスケジュールを考えている。また、講演会についても視察等もあるので、7月のできるだけ早い時期に講義を受けたいと考えている。

それと、公認会計士にアドバイスを受けるにあたって地方自治法上一定の規定があるので、その点について事務局から説明を願う。

(辻本次長が別紙資料により説明)

野田勝康委員長

いろいろと事務局で全国市議会議長会並びに京都府で調べてもらって、取りまとめてもらった。ただ、1番にしても市を通してとなっているが任意なら問題はない。市長が兼ねているので、市長に話をして。今のは、あくまでも法律に基づいた話なので、その点は理解願いたい。それから、書類提出は市を通じて行うことになっているが、これも原則的にそうになっているだけなので、参考人なら可能。それから、一番大きな問題は、私の考えでは福知山市の公認会計士は市と何らかの利害関係があると思っている。だから、できれば京都か大阪の若くて公会計に詳しい方に一任したい。ただ、今もあつたように包括委任はできない。だから、そのためにも先ほどの課題抽出が必要になる。一番大きな問題として、11億が他に流れていないかという問題がある。簿価の再計算の方法も。本当に再計算が正しいのかの問題も。最終的にその場合、公認会計士が議会に対して調査報告の提出義務がある。なので、ある一定の意気込みを持った方でないとダメで、そのためにもより具体的な調査項目を把握させてもらいたい。それによっても金額が違ってくる。そういうことで16日までに課題抽出を願い、18日の常任委員会終了後、予定として午後1時30分から協議会としたい。それから、21日の午後1時30分から委員会を開催し、確認、決定をしたい。このスケジュールでいかせてもらいたい。

(全委員異議なし)

それでは、そのようにさせてもらう。本日の協議会は以上であるが、何か意見があれば。

塩見 仁委員

は要領よく進行していきたいと考えている。ご協力をよろしくお願いします。

まず、本日の案件は3件を予定している。1件目は特別委員会の開催場所について。今後、本特別委員会の開催場所は、この第3委員会室にしたい。また、委員会の各委員の席は現在座っている席を今後の委員会の席にしたいが、これに異議はないか。

(全委員異議なし)

それでは、そのようにさせてもらう。

続いて2件目は、今後の委員会の進め方についてご意見をお伺いする。まず、この特別委員会設置目的について、大きく2つあるので確認願いたい。議会の立場から見ると、この2つは漠然と、悪く言うと抽象的なので、この設置目的に照らし合わせて具体的に何を調査するのかの課題抽出が必要で、それを整理することが必要だと考えている。そこで、本日の全協での説明を踏まえ、会派間で協議願って委員会の設置目的をより具体化し、そのあとで委員の考えをまとめてもらい文書で提出願いたいと考えているが、いかがか。

(全委員異議なし)

異議がないようなので、一応、提出期限を来週16日の水曜日で、具体的に何をねらいにするか文書で事務局まで提出してもらいたい。まず、この点をお願いする。

次に、会計処理とかキャッシュフロー計算書。損益計算書並びにPL、BLとか。それから簿価の再計算の方法。いわゆる土地開発公社の調査を進める上で、特に大項目の一番の方で、専門的な理解が必要になる。そこで一度、近々に公会計に詳しい公認会計士なり監査法人による講師、今後のアドバイザーの依頼も含めて、2時間程度、客観的な講演をしてもらってはと考えているが、そのような方向でさせてもらってもよいか。

(全委員異議なし)

それでは、そのようにさせてもらう。

京都府公認会計士協会等に依頼をしたいと考えており、その手法や予算面等、今後詰めるところがあるが、それについて正副委員長に、講師の選定等を含めて御一任いただけるか。

(全委員異議なし)

それでは、そのようにさせてもらう。早急に講師、アドバイザーの選任を進めさせてもらう。

次に3件目は、今後の予定について。まず、各委員から16日までに具体的な調査・提案事項を提出してもらい、事務局でそれを取りまとめてもらうことは、先ほど確認してもらった。次に取りまとめられた課題等について、委員会として確認する必要がある。より精度を上げる作業が必要ではないかと考えている。そのためにも、できれば本定例会中に何回か委員会なり、協議会

野田勝康委員長

確かに言われるとおり。職員の研鑽だけでよいのかということ。そういうことも含めて整理したい。他に。

大西敏博副委員長

16日の締切時間を決めておいた方がよいのでは。

野田勝康委員長

それでは、提出期限は16日の一般質問終了後直ちにということ。

本日はこれくらいで。

高宮辰郎委員

委員会の進め方について、多数決ということもあるが、できれば全員の合意で進めてもらいたい。

野田勝康委員長

もちろん。ただ、どうしてもという場合もある。できるだけそのようにしたい。

稲垣司郎委員

予算は生きた金になるように、中途半端でなく、できるだけしっかりしたものにしてもらいたい。そうでないと意味がない。

野田勝康委員長

言われるとおり。

それでは、本日の協議会はこの程度で止めさせてもらう。たいへんご苦労様でした。

閉 会 午後4時24分

かつて、平成9年に監査を部外へ出したことがある。議決をして、大阪芸術協会の監査人に監査をさせた。30万円を議決して、その予算内で3つ事業を監査してもらった。芯まで出すために、百条委員会の点もあるので事前に委員長から予算措置について秘書を通じて、理事者の意向をまとめておいてもらいたい。

野田勝康委員長

金額的なこともあるので、議長と相談し、理事者と詰めたい。

大谷洋介委員

公認会計士を依頼する相手方について、事例をたくさん抱えている大阪が相応しいのではないと思う。百条委員会も大阪に頼んだので、個人的にはそう思う。

野田勝康委員長

本当はトーマツ監査法人が適切かと思っていた。ただ、金額的に合わないのではないと思う。昔、一時期トーマツ監査法人の公会計部門の担当者と研究したことがあるが、かなりの金額なので。ただ、今回のこの件はシンプルと言えばシンプル。報告書の提出があるので、むこうがこの金額で受けるかどうかということもある。検討させてもらいたい。

木戸正隆委員

調査した結果、改善を求めることや提言することは設置目的に含まないのか。

野田勝康委員長

最終的に調査して、どの議会になるかはわからないが、行政に対して提言したいと考えている。調査は手段で、議会で議決するのは調査内容というよりは提言案になる。調査し、議会としての提言を取りまとめると理解している。

稲垣司郎委員

職員が上司と相談しないでやることは、まずあり得ない。ところが、今日の説明では職員がやっていて、そのことを上司に報告していないというもの。理事者は知らなかったと。先日の資料の、開発公社の今後の対応の文言の中に「制度に対する職員の研鑽と・・・」とある。しかし、5月29日の京都新聞には「公社側の説明によると、毎年度の決算前に幹部で簿価操作する土地や金額を決め」とある。ここでは幹部が決めたことだと言っておきながら、こっちは職員と。今日の説明の中でも職員への責任転嫁がたくさんあったが、これは今の市の体制では無理な話。そのあたりを特別委員会で、きちっと外部調査も入れてやらないと。職員だけにコンプライアンスを負わせて、自分達の自らのコンプライアンスが何もない。ここが一番の問題点ではないかと思う。

市土地開発公社調査特別委員会 協議会 会議録

平成22年6月18日

第3委員会室

出席委員：野田勝康委員長 大西敏博副委員長

審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員（遅刻）

荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員

事務局：辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開会 午後1時30分

野田勝康委員長

第2回の福知山市土地開発公社調査特別委員協議会を只今から開催する。

傍聴希望者が今のところ2名あるのでお諮りする。傍聴してもらうことにご異議はないか。

（全委員異議なし）

それでは、傍聴を許可する。

（傍聴者 入室）

それでは、本日の議事に入る。前回の協議会では、まず、この委員会の開催場所と各委員の座席を決めさせてもらった。2番目に委員会の設置目的を具体化し、16日までに各委員から具体的な調査事項を提出してもらうこと。3番目には公認会計士又は監査法人に簿価などの専門的事項について講義してもらうこと。まだ、最終的な確認には至っていないが、今後、公認会計士又は監査法人に専門的事項について、一定、アドバイザー等調査を依頼してはどうかということ。その手法や予算については、正副委員長に一任いただくことの5点を前回の協議会で決めさせてもらった。確認をさせてもらうが、それでよかったか。

（全委員異議なし）

それでは、以上を前回の確認事項とさせてもらう。

それでは、ただ今から、今の確認を踏まえて本日の議事に入らせてもらう。本日の案件は大きく2点。まず、調査事項の具体化について。お手元に特別委員会設置目的別の調査事項を配らせてもらっている。大きな一番、「福知山市土地開発公社の不適切な事務処理や会計処理等について、

市土地開発公社調査特別委員会 協議会 会議録

開 会 日		平成22年6月18日(金)							
開会時刻		午後1時30分							
閉会時刻		午後4時 7分							
会議場所		第3委員会室							
協議事項									
○ 調査事項の具体化について									
○ 公認会計士等への調査依頼について									
○ その他									
出席者	委 員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 (遅刻) 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員							
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任							
	説明員								
	その他								
閲 覧	議 長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録 調整者
									

それだけなのかということもある。こういう書き方がよく理解できていないので。それだけでよいのかというあたりの研究が必要かと。

高宮泰一委員

議論の進め方として、1から全部いくのではなしに。同じものが大分ある。それを振り分けた方が早いのではないか。

野田勝康委員長

今、高宮委員が言われるように、私なりには大項目で分けている。ただ、いきなりそういうことをすると失礼かと思ったので。私の判断で申し訳ないが、荒川委員の1、2については、やはり決算書、キャッシュフロー計算書、簿価の把握をすれば、それが適正に行われているかいかをすれば損害額は出るのではないかと理解する。それでよいか。

荒川浩司委員

よい。書き方の理解をしていないので、申し訳ない。

野田勝康委員長

細かい書き方まで言っていなかったので、責任は私にある。一応、そういうことで理解をさせてもらって。それから、3の「市の責任の程度」というのが分かりにくい。これが調査項目かどうか判断できない。どう理解すればよいのか。

荒川浩司委員

これは、これまでの本会議などの経過も含めて、市職員と開発公社の役員がだぶっている。そのことが大きなところ。

野田勝康委員長

ということは、どちらかという大項目の2に入るような気がする。例えば、市長と開発公社の理事長が同じだと。また、財団法人も同じ。そんなことは本当はおかしい。一応、これは2の方にいれさせてもらって、いわゆる今後のチェック体制のあり方とか、そういうことで2に入れさせてもらえばどうか。これは委員でできる仕事なので。監査の役割を果たしているのか。委員として何を見ていたのか。この間、副市長は毎月の決算書は見えていないとか。ほんとに理解できない、非常に腹立たしい答弁だったと思っている。まあ、そういうことで、これを取り上げさせてもらいたい。

その次、創政会さん。「土地開発公社の使命、目的に沿った運営がなされていたか」というのは、公拡法の視点から言われているのか。

その経過と内容を調査する」にかかる調査事項で、ナンバーリングをさせてもらっているが、1番から43番までの項目があがっている。それから、2番目の項目については1番から10番まで。全部で約50項目の調査事項の提出があった。1つの項目を確認するのに大体5分かかるとして、全部で250分。4時間ちょっとかかる。3分かかるとしても150分程度かかるので、それぞれの項目の確認作業をできるだけ速やかにやらせてもらい、今日は、ある程度の具体化を進めさせてもらいたいと思っている。ご協力をよろしくお願いします。

それでは、大項目1の1番から43番までについて、順次、各委員さんから確認を取らせてもらいたい。

まず、荒川委員の「違法性」について、どういう主旨なのか。説明願いたい。

荒川浩司委員

みなさんは細かい内容を書かれているので、私がいっている1、2、3に全て網羅されるかもしれないが、骨格的なところを追及するという意味で書いている。

野田勝康委員長

骨格的とは、どういうことか。

荒川浩司委員

全般にわたってということ。

野田勝康委員長

なぜそういうことを聞くかということ、このあと専門的な公認会計士に委任することになると、委任項目の具体化が必要になる。包括委任はできない。われわれができる範囲のことと専門家できないとできないこと、市からの説明でよいことに分けていかなければならない。そういう意味で、調査事項は何なのかということを書いてもらえればありがたい。ちょっと、荒川委員の思いとは違うかもしれないが、「市の損害の有無」というのは、結局、決算書とか簿価の把握をして、並びにキャッシュフロー計算書等を検証する。それによって損害が出るか、出ないか。

荒川浩司委員

それは、大きなひとつ。ただ、それ以外にも出るのか出ないのか、私にもわからない。そういうものがないのかという調査をすべきということ。

野田勝康委員長

そうすると決算書、簿価、キャッシュフロー計算書の検証ということでよいか。

荒川浩司委員

野田勝康委員長

決算書に載っていないけれども、特別損失であげる、あげないは総勘定元帳を見ればすぐにわかる。あの決算書だけではわからない。民間で言う、附属明細もしくは総勘定元帳があれば、利息をあげるかどうかは、金利と土地とを振り替える時も伝票が必ず要る。

大谷洋介委員

簿価と時価との差額ということ。

野田勝康委員長

「特定土地」を売って、損が出た時の話。その損を特別損失で落していないということ。

大谷洋介委員

福知山市は一切落していない。

野田勝康委員長

何か確証があるのか。

大谷洋介委員

本来、決算書等に出すべきところに出ていない。設立当初から出ていない。

野田勝康委員長

それは決算書を見て、決算書の元になるのは総勘定元帳なので。総勘定元帳を準備しなければならないというのは、この規定の中にあるので。もちろん公拡法の中にもあるので、要は過去の決算書も含めてチェックをかけてもらえばできる。また、その点について勉強会でも聞いてもらえばよい。

高宮泰一委員

例えば、「特定土地」の20年度の利息がたったの57万円。そういうことがあるので、決算書进行分析して。今までのデタラメ。

野田勝康委員長

今年だけは9800万円。その、あげたり、あげなかったりで、操作をしているのではないかと思った。いわば決算書进行分析ということ。また、勉強会で聞いてもらえばどうか。

それから、7の「平成21年度の決算書だけでなく、過去の決算書の検証」も同じく決算書分析ということで聞かせてもらおう。あと、8は修正簿価を検証するために土地売買契約書が要ることなので、大きく、修正土地の検証ということではないか。それから、事務費の正当性というのは、PLを見ればすぐにわかること。この事務費は、例の5パーセントのことを言われている。

大西敏博副委員長

そう。これも2に入る。

野田勝康委員長

これはわれわれでできる。それから、5の「土地開発公社と財団の関係 役割の分析、財団の決算の分析、財団と公社間の取り引き検証」とあるが、これは決算書进行分析ということではないのか。決算書を見れば、売買が、財団との取り引きがわかるので。それから、6の「特定土地」は、「自治体が事業目的を持ち先行取得をさせたが、買取を断念した用地であり、時価で民間に販売する。公社の決算では、簿価と時価の乖離が大きいから、差額は特別損失で計上する必要があるのではないか。もしそうなら、簿価と時価の差額をバランシートで特別損失を顕在化させる必要がある」というのは、これは調査というよりも提言になる。私も素人なのでよくわからないが、「特別土地」と言われているので50パーセント時価から乖離すると、確かに損金計上される。民間の場合は、実際の売買が行われないと損金にはならない。特別損失であげることについては、勉強会を開いた時にあとで質問をされたらどうか。結局、決算書の分析だと思う。

高宮泰一委員

「特定土地」があるので、これに。損益計算書に利息があがっている。支払利息9800万円。これが「特定土地」の利息。経費はここにあがっている。分析すればわかる。商法と違うところは、そこ。

野田勝康委員長

いわゆる公有地は簿価換算して、最終的に金利と簿価に振り替えるので資産勘定にあがる。だけど「特定土地」だけは経費に入る。そのあたりは勉強会の時に説明をしてもらえばどうか。

大谷洋介委員

福知山市は「特定土地」の売買をしているが、特別損失に全くあげていないので、世の中から見ると「特定土地」として認定されないような方法で売買を続けていたということで創政会さんは疑問を提示されていると思う。法律では特別損失であげないとダメ。福知山市はあげてない。それでも「特定土地」として売買を続けていた痕跡がある。

野田勝康委員長

それであれば決算書进行分析すればすぐにわかる。

大谷洋介委員

決算書には載っていない。

全て買戻し特約が付いているので、それなりに当初の理由があって、なぜ買戻しされていないのか。それぞれに理由があって、現在、残っている。

野田勝康委員長

そうすると福知山市土地開発公社から説明してもらえばよいということでしょうか。

高宮辰郎委員

そうなる。

野田勝康委員長

それでは、福知山市からの説明というところに入れさせてもらう。あと、14の「個別土地の問題点及び今後の方策について 具体的な処分計画を提示すること」も福知山市から説明を受けることでしょうか。

高宮辰郎委員

それでよい。

野田勝康委員長

「長期に保有している土地について、その理由を明確にし、処分の可能性を明確にすること」についても、福知山市から具体的に説明してもらおう場を設けるということでしょうか。

高宮辰郎委員

それでよい。

野田勝康委員長

それから、「土地の処分期限を明示すること」というのは提言、提案か。

高宮辰郎委員

全てに買戻しの特約が付いているなら、順次どういう形で延びているのか、そのへんの考え方が出ているのではないかと思います。

野田勝康委員長

行政サイドに「土地処分の明示をしてほしい」と申し入れをすればよいということか。そう理解させてもらう。それから、「収入支出を裏付ける証憑書類はそろっているのか」は、おそらく総勘定元帳、土地台帳。あるいは、決算書とかキャッシュフロー計算書で収入支出は裏付けが取れるのではないかと思います。

高宮辰郎委員

土地を購入した際の契約書等も。

る。

大谷洋介委員

これも吉見議員だと思うが。吉見議員が言われているのは、福知山市の場合、事務費を簿価に入っていない。専門家も言われていることで、吉見議員の判断では、本来、事務費は簿価に入れるべきではないか。それが正当なのではないかということを言われている。

高宮泰一委員

いや、ちょっと違う。福知山市の場合は、売り渡す時に簿価に5パーセントを乗せて売り渡す。ただし、簿価の中には事務経費の維持管理費を入れて簿価にしないといけない。

野田勝康委員長

要は簿価の算出過程というか、そういうものを調べればわかると思う。それから、10の「キャッシュフローの流れの検証」は、まさしくそのとおり。これは専門家に依頼すればよいと思う。それから、11の「公社の利益がどうして出来たかの検証」は、どういう意味なのか。これは、会計士に依頼して、決算書から説明してもらえばどうか。勉強会で聞いてもらえばどうか。いわゆる、利益の創出過程を聞いてもらえばよいのではないか。決算書の問題ではないかと思う。あと、12の「都センター用地・防災センター用地の売買の正当性の検証」とは、結局のところ買取価格が適正かということ。そのためには簿価の正確な把握がないとできない。その調査をかけてもらえばどうか。

高宮泰一委員

先ほどのキャッシュフローの問題で、実はキャッシュフローが入っているのは17年から。

野田勝康委員長

キャッシュフローという用語が出たのがその頃。

高宮泰一委員

これは公拡法と経理基準要綱がそのように定められた。そうなのにキャッシュフローだけは17年から。経理基準要綱に定められているのに、それ以外ことはしていない。そういう問題もある。

野田勝康委員長

それから、13の「用地簿価一覧表の所在地の当時の購入目的と市に買戻しされていない理由」とは。

高宮辰郎委員

私の感覚で言うと、公社廃止の方向性が市にとって負担にならないか。例えば、公社に先行取得してもらっていることが起債の条件になっている。これを、公社を廃止して市のものにすると合併特例債が使えなくなる。15億円かかったとしても。今であれば、15億円かかれば、その内の33パーセントを市が負担すればよい。そうした有利な起債が使えなくなるという覚悟で廃止論を唱えないと。

野田勝康委員長

私が入手した資料では、今、全国の土地開発公社がへたりかけている。法改正があつて、廃止する場合には有利な起債とか、例えば、それを交付税算入でカウントするとか。どちらかと言うと国の全体方針は、右肩下がりなので廃止の方向へ向っている。この間、大谷委員が質問をされていた財政規模の20パーセント。あれは20年度で終了した。今、国が狙っているのは、どちらかと言うと開発公社自体を市が吸収するというか。ただ、公社には借金があつてなかなか吸収できないが、その借金の肩代わりの起債発行とか有利な交付税措置とか、そういう流れが出ている。持っている資料があるので、また配らせてもらう。そういうことも含めて廃止論を展開してはどうかと思っている。

それと、「土地購入金額の借入先の履歴並びに利息の履歴」は簿価の検証でいけると考えているが、それでよいか。

高宮辰郎委員

市が公社に対して土地を買えと言うと、公社が金融機関からお金を借りてその土地を買う。しかし、年月が経っているので金利が3パーセントから5パーセント、それから9パーセント、10パーセント、2パーセントと前後しているので、借り換えをしている可能性がある。その履歴をきっちりさせておかないと数字が出てこない。

野田勝康委員長

それは簿価を。本来であれば簿価に金利を乗せていくが、当然、簿価を洗いなおそうとすると金利をどのように乗せていったのかを履歴を調べないと出てこない。今の現在簿価を調査すると、当然、各年度毎の金利を把握していけないとできない。正しいとして市が出してきているものに検証を加えれば、当然、金利の問題は出でくると思う。一応、簿価の検証の中に組み入れて、当然、各年の利息計算の過程を加えることでよいか。

高宮辰郎委員

それでよい。

野田勝康委員長

「主要な土地について、現地視察を行うこと」の「主要な土地」というのがわからないが、前回もらっている「長田大谷」から「前田中山口」までの116。全部ということにはならないので。

高宮泰一委員

20年度まで全く値段が変わっていない土地がある。取得した時と20年度まで全く変わっていない土地。金利の上乗せもしていない。そんな土地がいくらかある。それを中心に見ていけばよいのではないか。

野田勝康委員長

そうすると「主要」という位置づけが、「当初の購入時点から簿価の変動がない」というものを見たらよいのではないかというのが高宮委員の提案。これについては、ちょっとあとに回させてもらって、みなさんが「主要な土地」をどのように考えておられるかということがあるので。何かの基準に基づいて決めたい。あと、「防災センター、都センター、給食センター等大型事業についても土地の簿価等についても再調査を行うこと」は、今までのことと同じ。これだけをわれわれでやるということにはならない。全体の簿価を再調査するということによいか。

高宮辰郎委員

それでよい。

野田勝康委員長

それでは、全体の簿価の検証の中で行う。それから、「土地開発公社の存続廃止の方向を示す」というのは、これは福知山市から今後どう考えているかを聞けばよいのではないか。

高宮辰郎委員

この間の答弁でもあった。

野田勝康委員長

本会議でも「いろいろな考え方があつた」と答弁があつたので、そうさせてもらう。

高宮泰一委員

この件は、最終的に重大な当委員会の提言に含まれるひとつではないかと思う。

野田勝康委員長

あまり早くまとめないでもらいたい。最後の落としどころを言われたようで。

稲垣司郎委員

補足で、今日配った資料で、答弁も含めて書いている。いわゆる20年度までの決算書が間違っていたと。21年度は正しいと言われているが、私から言うと21年度決算は間違っている。粉飾決算そのもの。まず、最初にそれを調査すべきと書いている。調査すべきは用地売却の11件、16億6000万円。これは正しいと言われているが、これの事業簿価、事業原価を含めて調べるべき。この間の答弁の中では、21年度決算は市公認の粉飾決算ではないかと思っている。そういう疑惑が出てきていると個人的に思っている。したがって、まず粉飾決算の解明を21年度決算ですべきで、そのための事業収益の調査のために簿価一覧表、取得年月日、金利、利息額、維持管理費。それから、事業原価の売却用地の各売却費。21年度の決算書に基づいて調べるのが第1点。まず、やらなければならないのがこの点。次に2で、「福知山市開発公社の組織上の問題点の解明」で定款、業務方法書を研究しながら調べるべき。そういうことをもって21年度の決算の解明をすべきと考える。そのための力が足りない場合は専門家にお尋ねする。特にわからないのは、「公有地の拡大の推進に関する法律」。それと平成17年に「土地開発公社経理基準要綱」が変更になっているが、変更になってからでも無茶苦茶している。利息を入れたり、入れなかったり。そういうことを勉強して、それが犯罪行為になるのかならないのか、私たち素人ではわからない。そういうことを専門家に教えてもらいたい。そのあと、ずらっと資料請求を出しているが、これまでにみなさんが言われているものと全部一緒に、一番肝心なのは時価。83億円の簿価があったら、この丸々が損ではない。これは在庫と一緒に。83億円のうち時価がいくらかを調べてもらわないと本当の赤字は出ない。それは鑑定士に調べてもらわないとダメで、路線価とか客観的に言える価格がある。それに基づいてその時の時価は83億円のうち50億円なのか40億円なのかを調べる必要がある。

野田勝康委員長

それは特定土地以外もか。

高宮泰一委員

全部。

野田勝康委員長

買戻し特約がかかっているものも全てか。

高宮泰一委員

全部。それを調べて、現在の赤字額がいくらなのかを明らかにしないと再建築は出てこない。今、ここまで来たら福知山市もこれを調べないといけない。それで債務超過であれば、例えば時

野田勝康委員長

確かに利息というのは、聞。片方には契約書があるが、利息には借入証書はあると思うが契約書がない。その次、稲垣委員の15の「職員の法令遵守よりも、経営の指導的立場にある理事者の法令遵守欠如の究明」と16の「今回の事件の調査結果の見通しも立っていない段階で、職員のコンプライアンスの周知徹底や役員の罰則を全面に出すなど、市民に対して早期幕引きを図っている感じを与えている問題点の究明」。これらは前回言われていたこと。

稲垣司郎委員

トカゲの尻尾切りのような形で職員のコンプライアンスについてしっかりやるとか、そのようなことは自分たちが守っていてできること。定款には理事は市長が任命するとされている。理事長はそこから互選とされているのに、そのようなことも理事者は熟知しないで職員にばかり責任を負わせている。こうしたことが、今の福知山市を作っている原因だと思う。ここから入らないとダメなのではないか。

野田勝康委員長

一番の根本的なこと。これは、これから大いに議論すべき問題だと思う。この間の資料に職員のことはいろいろと書かれていたが、理事者のことは書かれていなかったのもで啞然としたというのが私の感想。さらに16も同じ内容で、さらに突っ込んだ内容を書いてもらっていると思う。

稲垣司郎委員

処分を急いでいる。杭の問題も処分を急いで、そうしたら一定のけじめをつけたことになる。どれだけ深いものなのか、どれだけ大きなものなのかをちゃんと市民に示して、そうしてこういう処分に値すると。ところが処分を先に出すと片付いたのと違いがなくなる。

野田勝康委員長

そうすると15と16は会計士に頼むような問題ではないので、一番根本的なベースにある部分を言われていると理解すればよいか。

稲垣司郎委員

それでよい。

野田勝康委員長

それでは、17の「先ず決算書を学習し、取得原価・簿価による簿価操作等粉飾決算を明らかにする」の決算書の学習とは勉強会でよいのか。

高宮泰一委員

の差があるのは普通は、一般的に通らない。ただ、救われているのは合併特例債を使うのに不動産鑑定士を入れてやったかどうかの審査はないので、それで助かっている。

野田勝康委員長

言われるとおり、長田野企業は売買契約には必ず不動産鑑定士を入れている。そうでないと株主訴訟でやられる。どのようなものを買うにも鑑定士を入れている。１０００万円の土地でも１０億円の土地を買う場合でも。それは、民間では当たり前。

高宮泰一委員

土地の鑑定書はあるはず。

野田勝康委員長

一度、市の方に尋ねてみないとわからないので、市に確認をして、資料請求できるものについては依頼したい。それから、「有料貸付面積」「貸付金額」についても市から説明を受けるということでよいか。

高宮泰一委員

それでよい。

野田勝康委員長

それから、２０の「防災センター用地買戻しに際し、市開発公社が平成２０年財団開発公社と交換した不明朗な処理に対することの開発公社より参考人を招致し、説明を受ける」とは。

塩見 仁委員

財団と開発公社の関係が明確でない中でバーターした不明朗さが決定的で、そのへんをきっちり当事者である開発公社から説明を受ける必要がある。財団や開発公社に直接資料請求をすることはできないので、まず、参考人として開発公社に来てもらい説明を受けるということが突破口ではないかと思う。

野田勝康委員長

わかった。聞いてみると、退職者は強制的にはできないと言っているので、一度、市に依頼して回答させてもらうということで。私と大西副委員長とで市に依頼したい。それから、２１の「永年続けられてきた経理操作について、平成２１年末の１１６筆ごとの経理を資料請求する 結果、市開発公社の実情の財務状況が判断できる」は、結局、今の決算書や先ほどの考え方でよいか。

塩見 仁委員

先ほど高宮泰一委員が言われたように、現在、債務超過なのかどうなのかを押さえて、調査特

価が非常に安くて５０億円なら、１４億円しか準備金がないので完全に債務超過になる。そこから、再建をどうするのかということになるので。

大西敏博副委員長

段階的に。開発公社の存続の提言をする時には必要になるが、まず、最初に簿価の問題をやって、そのあとの段階だと思う。提言する時になって初めて。

野田勝康委員長

それは、私が４３に書いていること。それを清算貸借対照表と言う。今、会社をつぶしたら、そこで赤字が出たら一般会計からお金を入れなければならない。われわれ民間では銀行がこれを出せと言われる。昔は土地に含み益があったので清算貸借対照表を打つと、土地が１億円で５億円になっていた。今は５億円で買った土地が１億円しかない。だから、清算貸借対照表を作ると一般会計からいくら入れなければならないか一発でわかる。

高宮泰一委員

私が資料請求で書いているもので必要なもの、必要でないものは仕分けしてもらえばよい。これは、みなさんが言われているものと一緒。

野田勝康委員長

時価については、別に不動産鑑定士でなくても簡易にやるのなら、大西副委員長が言われたように、次の。必要なら路線価が出るので、それから出しても大きな、無茶苦茶な狂いはない。今は路線価と時価とが非常に接近しているので。不動産鑑定士を入れるとなるとちょっと金額が。並みの金額ではないので。言われていることは理解した。

高宮泰一委員

それと、もうひとつは特定土地の面積が全然わからない。それと有料貸付面積。

野田勝康委員長

それは、市から出してもらえば。そうすると、ずっと書いてあるが、時価をすぐに出せと言っても直ぐに出るものかどうか聞いてみないとわからない。

稲垣司郎委員

本来、市が先行取得を依頼する時に、開発公社としては取得の時点で不動産鑑定士を使うべき。そうでないと欲しい土地は高い値段で買わなければならないというアンバランスが出てくる。未だに、そういうことができていないので（仮称）都センター用地のように一坪２２０万円で買ったり、一坪８０万円で買ったり、１１０万円で買ったりと３種類ある。同じところで、それだけ

簿価を見ようとすると購入依頼書がないとできない。

審良和夫委員

いや、そこからスタートして公社が個人から買い上げている契約書もあるので、一連の流れの書類を見せてもらいたい。

野田勝康委員長

購入依頼書があつて、その次に契約書があるはず。

高宮泰一委員

その間に鑑定書。

野田勝康委員長

価格が適正かどうかということを鑑定書で。それがどういう鑑定書かはわからないので、どういうものを使ったかはわからないが。

審良和夫委員

それから、市が買い戻す書類もある。

野田勝康委員長

ということは土地売買の経過ということか。流れをとにかく説明してほしいということか。

審良和夫委員

そういうこと。

塩見 仁委員

はっきりさせておかないといけないのは、開発公社が買収したことから市が買い戻すまでの全てのことを言っているのか。

審良和夫委員

そういうこと。その土地の全ての流れの文書。

野田勝康委員長

それから、27の「銀行の金の流れの解明」は、キャッシュフロー計算書でわかると思う。それでよいか。

審良和夫委員

それでよい。

野田勝康委員長

それから、28の「理事長、事務局長、職員等の給与と諸手当の額面と財源」は、総勘定元帳

別委員会が最後に提言する時の資料になるだろうとの思いで書いている。

野田勝康委員長

わかった。

塩見 仁委員

それと、市がどういう目的で土地の先行取得をかけたのかが全くわからない。経年によって目的がわからなくなったという結果になっている。それが大きな修正問題になった原因で
と思う。なかなか難しいことだと認識している。

大西敏博副委員長

それは、先ほどの高宮泰一委員のとはほぼ同じ。

野田勝康委員長

それから、22の「市開発公社昭和49年設立以来保有し、既に売却済みの土地に対する簿価操作の調査を監査委員に請求」とは、市の監査委員か。

塩見 仁委員

市の監査委員に。なぜこういう項目を入れたかという、今の開発公社に対しては負の部分ばかり。しかし、過去にはいろいろと開発公社の功の部分があったように感じている。そういう開発公社の経緯を監査委員に明らかにしてもらおう。鮮烈に覚えているのは創成大学の27億円。その内の20億円は開発公社からの寄付と、それから財調から7億円。開発公社があればこそできたことで、負の部分だけではなしに功の部分もあつて、今日がある。それを見通した中で、現在行われている不明朗なことがある。その延長線上に簿価操作があつたのではないかと。もっと早く経理について気が付くべきでなかったか、これも検証する必要があるという思いで書いた。

野田勝康委員長

一応聞かせてもらった。その旨を市に伝えて、調整させてもらおう。次の23の「市と土地売買をする時には、別に正しい簿価の資料をつくり、不正処理した簿価の資料との照らし合わせはしていなかったという事であつたが」、これは木戸委員は遅れるということなのであとにする。

26に飛ばしてもらおう。審良委員から26の「土地売買の経過と書類（契約書等）の確認」で、これは今までの簿価の検証ということでよいか。

審良和夫委員

簿価だけでなしに購入依頼書とか。

野田勝康委員長

向こうも商売なので。見ると、中には金利の方が高いものがある。国が保証しているようなもの。

塩見 仁委員

今、残っているものだけでも116筆ある。グロスで考えるとたいへんな資産が片方にはある。1筆ごとに金利計算してではなく、トータルでやっている。決算書類を求めれば、わかる。

稲垣司郎委員

本来、持っても5年。それ以上は塩漬け。あとで言わせてもらうが、そういうものを全部見逃してきたから、今、つじつまが合わない。

野田勝康委員長

不動産屋でも、一般的に、今買い取って売ることではない。管理はする。今、土地を抱えると金利で倒されてしまう。次にいかせてもらう。30の「帳簿（二重帳簿）確認」は、これは決算書で。

審良和夫委員

私ども素人にはわからないので、専門家に見てもらいたい。おそらく二重でないと、あの説明ではつじつまが合わない。

野田勝康委員長

専門家であれば、すぐにわかる。

審良和夫委員

そこをお願いしたい。

野田勝康委員長

わかった。それから、31の「無目的土地の購入の有無」は、市から聞けばよい。

審良和夫委員

市からではなく、公社から聞きたい。依頼をされていない土地を売買していることがないとは言えない。

野田勝康委員長

依頼もないのに買っていないかということか。

審良和夫委員

そういうこと。

野田勝康委員長

いわゆる、公社が単独で、自己裁量で買っていないかということ。

を見ればすぐにわかる。普通の民間であれば、役員の給与明細は全てベースに出てくるし、金額もすぐに出る。

審良和夫委員

額面と、それがどこから出ているのか。公社からなのか、例えば市からなのか。どういう手当があるのか。

野田勝康委員長

例えば、出向していて、この人は市から出ているとか、そういうことか。

審良和夫委員

そういうこと。例えば、保険の部分は行政からとか。

野田勝康委員長

わかった。要は給与の出先というか、そういうもの。

審良和夫委員

そういうこと。

野田勝康委員長

これは元帳を見ればわかる。まあ、直接、市に聞いてもよいが。それから、29の「銀行利子の支払い方法」も元帳でわかる。

審良和夫委員

いつ、どこから、どうして利子を払っているのか。買い戻した時にまとめて支払うとか。私がお金を借りたとしたら、毎月とか毎年とかになるが、この場合は毎年払わなければならぬものなのか、その土地を売った時に利子を全部上乗せして支払っているのか。

野田勝康委員長

総勘定元帳があればすぐに出てくる。総勘定元帳でなくても普通の勘定科目明細があればすぐにわかる。要は決算書に係ること。

高宮泰一委員

不思議なのは、土地を取得した時に銀行とどういう契約になっているのか知らないが、例えば5パーセントで買ったとしたら、何十年経つとたまったものではないが。それを銀行は、土地が売れるまで、帳面上の積み上げだけ黙って待つのか、そこが。

野田勝康委員長

それはそう。市が債務負担行為をしているので。市が連帯保証人になっている。それは待つ。

大谷洋介委員

33は、都センター、新給食センターの簿価操作がなかったか調査をしたい。34は、先ほど言った情報公開条例の改正を議会提案でやりたい。市土地開発公社を公開対象に位置づけるということで、都道府県レベルで半分近くの自治体で全て公開している。福知山市の場合は、平成15年4月1日以降の情報が公開できるという指定があるが、それ以前についても全て全面情報公開を。すでに綾部市はそうなっている。

野田勝康委員長

34、35は2の項目でよいか。

大谷洋介委員

それでよい。

36の「市の答弁、間違い。平成20～は特定土地制度でない。特別損益として計上しなければならない」は、磯崎部長の答弁で、福知山市は平成20年から特定土地制度を始めているということであったが、実際、特別損失として計上していないので特定土地制度ではない。こうした法律上の問題があるので、このへんを指摘したい。37は、外部監査をぜひ入れてもらいたい。

野田勝康委員長

外部監査を入れるとは、具体的にどういうことか。

大谷洋介委員

委員会として公認会計士を入れることもそうであるが、土地開発公社に対して外部監査を入れるということ。村上さんではなくて。

野田勝康委員長

役員構成の中にということか。

大谷洋介委員

そう。

野田勝康委員長

ということは、これも2の項目。

大谷洋介委員

38の「平成21年度決算書、キャッシュフロー等は訂正したので正しい。平成20年度以前が問題」は、これも磯崎部長の答弁で。

野田勝康委員長

審良和夫委員

そういうこと。

野田勝康委員長

それでは、32の「新防災センターの7億5000万円（消防からの一筆ごとの一覧表）と1億5000万円（市土地開発公社）の2つの簿価の存在について調査」は。

大谷洋介委員

高宮泰一委員も一般質問で触れられたか、2種類の簿価があるということが1件。それと、昭和49年からの決算書、福島議員が取られていたが、あれを全部合計すると売った額は430億円になる。それを調べたい。一番大事なのは資料が出なかった場合には、情報公開条例の改正を議会提案で作ることだと考えている。この3点について説明させてもらう。まず、最初の7億5000万円と1億5000万円の2種類の簿価がある件については、双方とも公表簿価になっている。2月26日に議決された1億5000万円の議決は有効だったのか。また、2種類の簿価についてどういように流れがあったのか。いろいろなことが言われているが、当初3億円くらいの簿価であったものが30年くらいかけて1億5000万円になったと。簿価圧縮によって、簿価操作によって7億5000万円。4億円の準備金の流用というか活用というか、裏金というか、そういうことをしながら来たのではないか。実際に取得した価格は、また1億5000万円なので、そこにまた4億円が発生しているので、二重帳簿の中に4億円がダブルで入っていないかという問題を調査。合計で1億5000万円の支出になっていないかの調査をしていきたい。

野田勝康委員長

例えば、最初に市から一定の説明を受けてもよいか。

大谷洋介委員

一応は受けている。

野田勝康委員長

あの表で、みなさん理解されているとは思いますが、実は私もなかなかわかりにくかった。開発公社からの借り換えとか。ああいう操作はわかりにくいので、もう一度詳しく聞いて、こちらからも質問をして、そのあと調査に入るといいう形ではどうか。

大谷洋介委員

それでよい。

なる。この66億円の明細を全て出してもらいたい

野田勝康委員長

430億円は何と言われたのか。

大谷洋介委員

430億円は、昭和49年から平成21年までの決算書の公有地取得事業収益の合計。

野田勝康委員長

単純に言うと企業の売り上げ。

大谷洋介委員

それに単純に比率をかけると66億円が簿価操作に使われたのではないか。計算上出るので、過去の簿価操作についても全て明らかにしてもらいたい。

野田勝康委員長

要は、簿価の把握の問題。

大西敏博副委員長

あくまでも、それは推計。66億円という金額は推計。

大谷洋介委員

計算上の推計。それが50億円なのか70億円なのかはわからないが。

大西敏博副委員長

やっていたのではないかという推計。

野田勝康委員長

専門家に調査してもらって、それで出てきた数字がどうかということでない、われわれが全部取り組むことにはならないと思う。

大谷洋介委員

私が、この話を土地開発公社にした時には、それは待つて欲しいということであった。

野田勝康委員長

何を。

大谷洋介委員

21年度は出されてが、過去にわたっての66億円という推定の数字。まあ、過去の簿価操作については待つてほしいということであった。

野田勝康委員長

36は、市の答弁が間違っていると。これは、どういう扱いを求められているのか。

大谷洋介委員

これは、市への提言として。

野田勝康委員長

わかった。

大谷洋介委員

38の「平成21年度決算書、キャッシュフロー等は訂正したので正しい。平成20年度以前が問題」は、これも磯崎部長の答弁で、決算書については21年度のみ修正したものを出してもらった。20年度以前についてはないと。キャッシュフロー等でも答弁されていたが、21年度時点での話だったので、平成20年度以前のもを全て提出してもらいたい。日本公認会計士協会の監査手続き事例の中の監査の方法というところで、土地に関連した決算推移、土地残高、取得額を全て提出してもらいたい。土地台帳を整備されていると思うが。

野田勝康委員長

今、言われていることはここに書いていないので、もう一度言ってもらいたい。

大谷洋介委員

日本公認会計士協会の。土地に関連した決算推移を分析する。土地残高、取得額。それと土地台帳等を見せてもらいたい。

野田勝康委員長

それは前から言われていることで、その流れのことを言われている。

大谷洋介委員

39は、簿価操作に使われたお金の動きはないということであったが、どういうふうに作られ、どういうふうにため込まれ、どういうふうに使われたのか、金の流れを。

野田勝康委員長

圧縮した分がどう流れたのかということ。

大谷洋介委員

そういうこと。最後に、ここには書き忘れていたが、昭和49年から平成21年までの決算書を全部見て、その公有地取得事業収益の合計がおおよそ430億円。21年度の収益は、確か72億円だったと思うが、72億円に対して11億円なのがしかの簿価操作があった。これを過去永年にわたっての430億円に当てはめたとすると、他に66億円簿価操作した、計算上はそう

木戸委員が最初に言われているのは、「別に正しい簿価の資料は誰が作ったのか」。誰が作ったかというより、正しい簿価かということ。

塩見 仁委員

信憑性があるかということ。

野田勝康委員長

「誰が不正処理した資料を照らし合わせをしなかったのか」。これは、意味がよくわからない。「別に正しい簿価は、本当に有るのか調査すべき」。これは、簿価のことを言われている。次に、24の「理事長も、理事も監査も公社の出す資料でチェックしていたのでわからなかった。市の財務部長も、簿価を市がチェックする事は頭になかった。これは、自分のご意見でないかと思う。

高宮泰一委員

市長、理事長もこう言っている。こう言っているが、おかしいということではないか。

野田勝康委員長

これで何かを調査するということではないと思うが。「不正処理への市の関与はなかったとしたが 公社が出した資料の原本があるのか」。それはあると思う。

高宮泰一委員

簿価だと思うが。簿価を調査すると。

野田勝康委員長

全部簿価のことを言っておられると思う。

大西敏博副委員長

25まで全て簿価のこと。

野田勝康委員長

簿価が正しいかどうかということ言っておられる。ただ、大谷委員が言われているのはちょっと違う。

(木戸正隆委員 出席)

野田勝康委員長

今、ちょうど木戸委員のところへ来たところ。23のところ。23、24、25とあるが、結局、今の簿価が正しいのかどうかということを全体的には伝えたかったのかなと話していた。

木戸正隆委員

正しい簿価の資料を誰がつくったのか。総務委員会でやっていて、おかしいということがわか

それは認めているということか。

大谷洋介委員

認めているとは言わないが、それはちょっと待ってほしいという答弁であった。それだけは付け加えておく。

塩見 仁委員

今、言われているのは70億円に対して11億円も修正があったので、430億円に当てはめると66億円の推計になるということを指摘している。ただ、これは不用意に推計で66億円あるということと言うと大変なことになる。

野田勝康委員長

うかつに予測とか推計だけでは。数字がひとり歩きすると大変なことになる。

塩見 仁委員

数字はいくらでも出すことはできるが。

大谷洋介委員

過去にわたっての簿価操作の一覧がもらえれば。

野田勝康委員長

それは専門家であれば、すぐにわかる話。

大谷洋介委員

それをお願いしたい。

大西敏博副委員長

66億円の内訳を出せといわれても、それはあくまでも推測の上での話。

塩見 仁委員

計算上だけの話なので。

大谷洋介委員

それでも待ってほしいと言っている。何回か話をしていると、そういう話であった。

野田勝康委員長

木戸委員がいないので。

大西敏博副委員長

木戸委員のも、ほぼ同じ。

野田勝康委員長

して。ところが、それではダメで、今、お宅の会社をつぶした時にお金が余るのかどうか。ここが、今は、会社の評価の対象。まさしく公社も、将来的には存廃の問題、廃止することも視野に入れるとすると、私は清算貸借対照表を毎年、総務委員会に出してほしい。実際に累損の赤字があるのか、清算した時に黒字なのか。それが本当の公社の評価につながるということで付け加えさせてもらった。以上のようなことで、あとちょっと2の項目で何点かある。

稲垣委員から1の「各新聞の報道等から、市当局の責任感の欠如が垣間見える問題点の究明」ということで、これはご意見というか、これはご意見ということでよいか。

稲垣司郎委員

それでよい。

野田勝康委員長

貴重なご意見ということで、記録にとどめさせてもらう。それから、塩見委員からは、要は公社運営について、今後のことも含めて、どうしていくのか。そういうことでよいか。

塩見 仁委員

この調査事項でということであちがった委員会なので、目的が一緒でも全協とは違う、あらためてここで説明を受けて、あらためたスタートをきる必要があるということで書いている。

野田勝康委員長

委員会なので、ある程度少人数なので密度は濃いと思う。申し入れをしたい。それから、審良委員の3は「理事者松山市長の責任として、求める情報、書類の開示」で、これは正副委員長で言わせてもらう。それから、4の「退職者への処分」は、ちょっとわれわれは直接関与できないので、処分がどうなっているかを聞くことになると思う。それでよいか。

審良和夫委員

どう考えているか。

野田勝康委員長

まあ、考え方。それから、5の「監事の職務は適正であったか」。適正でない。これも、今後の監事のあり方をどのように考えているか見解を聞きたいと、私も思っている。市に求めるものについては、一定整理してペーパーでみなさんにお配りしたい。副委員長とは相談していないが、相談して提示させてもらいたいと思っている。次の、6の「歴代役員名簿の開示」は、できる分についてはできると思う。それから、7の「調査上必要であれば、市長、副市長、事務局長の出席を求める」。これは、事務局長は聞いていないが市長、副市長はいつでも出ると言っている。はっ

ったが、だれがそれを行ったのかわからないということにはならない。だれが簿価操作をしたのかわからないでは。簿価を操作していることは事実。

野田勝康委員長

それは認めている。

木戸正隆委員

それをどのへんから操作したのか調査する必要がある。簿価の問題については、今のまま放置できない。一定程度開示していけばわかるのではないかと思うが、わからないとなると。損害はないと言っているが、そのへんのことをきちっと。正しい簿価があったのかなかったのか。また、市は不正処理した資料を照らし合わせしなかったということであるが、なぜしなかったのか。また、正しい簿価があったのかなかったのか。簡単に言うたそういう話。

野田勝康委員長

どっちが正しいかわからないが。

木戸正隆委員

ただ、不正処理したとは言っているので、不正処理した資料はどれなのか。正しいものがあるのなら一度見せてもらいたい。あるのか、ないのか。

野田勝康委員長

要は、簿価調査。そういうことを言われていると思う。それに付随して、その時の取り引きがどうか、金利の問題とか。売買契約書があるのかとか。くくりとしては簿価の問題。一応、そういうまとめ方をさせてもらう。

それから、40は、特に、PLに関する一般管理費、販売費がどうなっているのか。簡単に言うと、とりあえず支出のチェックだけはきっちりしてもらえないかと。支出がどう支出されているのかを確認してもらいたい。同じように41は、「キャッシュフロー計算書による社外流出金のチェック」。これは大谷委員が言われるように、もし二重帳簿になっていて裏金があれば、そこからお金が流れているかもしれない。そのチェック。それから、42の「訂正後簿価の再評価額の正確性についての調査」は、いわゆる信憑性の問題。再評価額の正確性について調査をしてほしい。43は、私が付け加えさせてもらったが、高宮委員が言われたように清算貸借対照表の有無が。これがあるのかどうか。これは、民間では必ず銀行が、バランスシートよりも提出するように言ってくる。含み損、含み資産があるのか、不良債権があるのかどうか。例えば、何とか粉飾決算をして、良く見せようとするので、そうしないとお金が借りれないので。在庫もむしろ増や